

## 埼玉県感染症発生動向調査検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 埼玉県感染症発生動向調査実施要綱第4の5の規定に基づき、埼玉県感染症発生動向調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 埼玉県感染症発生動向調査事業の情報の解析、評価に関すること。
- (2) 埼玉県感染症発生動向調査事業の効果的、効率的な運用に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は10名程度で組織する。

委員は、埼玉県内の小児科、内科、眼科、疫学等の専門家、指定届出機関の代表、保健所及び衛生研究所の代表、医師会の代表などのうちから知事が委嘱又は任命する。

委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(事務局及び庶務)

第7条 事務局は事業の実施主体である埼玉県と保健所設置市が担当し、委員会を共催で行うものとする。また、その庶務については、埼玉県保健医療部感染症対策課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。